

松下国際財団 研究助成 研究報告

【氏名】入江秀晃

【所属】（助成決定時）東京大学大学院法学政治学研究科総合法政専攻

【研究題目】

日米における調停機関の運営に関わるケーススタディ

【研究の目的】

かつて米国のADR研究ではわが国の裁判所内の調停制度を研究対象とされたこともあったが、これまで、ADR研究は必ずしも豊富とは言えなかった。90年代半ばに、現九州大学教授のレビン小林久子氏が米国の調停技法の紹介を開始してから、研究者やADRの実務家によって徐々に意識される側面は増加しているが、米国の多様な実践を必ずしも正確に理解したうえで建設的な議論が行われているという状況にはない。

弁護士数が100万人を超える米国と、2万人程度の日本ではその社会的環境も大きく異なるが、当事者の自己決定を支援し、私的自治の実現として紛争を解決していく方向の技法や制度は、必ず日本でも利用価値が存在すると思われる。具体的なADR機関の実務を比較することで、その社会的環境の差異を乗り越えて、わが国にふさわしいADR像を描き出すことを目的とする。

【研究の内容・方法】

1. 民間紛争解決機関の活動の実証的研究

調停（和解あっせん）は、秘密の手續であり、たとえ研究目的であっても、その手續の内容を明らかにすることに対する実務家の抵抗は大きい。しかしながら、その内実が明らかにならない限りは、抽象的な議論に留まり、「ぬえ」のようだとと言われる調停の内実に迫ることはできない。したがって、調停実務家との信頼構築を含めた、民間紛争解決機関の活動の実証的研究が必要と言える。

具体的には、弁護士会、司法書士会等でADRに関わる実務家へのインタビューを行った。その中で、民間機関における紛争解決実務が、紛争解決の事例の中で、具体的にどのような価値を生み出しているかを研究した。

2. 民間紛争解決機関のコスト構造に関わる研究

ADRは法律専門職にとっての新しいビジネスチャンスとも見られているが、現実にはADR機関の運営は、そのコスト面で厳しい環境にさらされている。わが国の弁護士会の紛争解決手續の収益構造と、事例集に見られる紛争解決のために懸かっている費用構造を比較することで、その課題を分析した。

3. 紛争解決行動規範の研究

調停は、当事者の自己決定であると共に、結論における公正性の担保も求められる。目的としてその両面が存在すると宣言するのは容易であるが、それを実現するのは容易なことではない。当該問題における、米国における実際的な取り組みについて研究を行った。

【結論・考察】

理念的な考察に留まらず、実証的な研究手法を加えることで、これまでは十分に論じられていなかった確度からの議論を深めることができた。特に、わが国では、裁判所における調停の存在感が大きく、民間型のADRはともすれば手続や組織を準備するまでの議論に留まりがちであった。なぜそうなるのかについて、コスト構造の分析を行うことで、多くの少額事件が実質的に赤字運営として行われている実態を明らかにした。また、そのような厳しい環境の中でも、少数の機関では、主として担い手の情熱により、裁判所の調停では実現が難しい価値創造を行っていることを、紛争解決の事例に則して示すことができた。

なお、期間中に刊行が決まった研究成果には下記がある。

「自主交渉援助型調停と法の接点」（仲裁・ADRフォーラム、2009.7）（約1万字）

「事例に見る民間調停の価値創造」『東京大学大学院情報学環紀要 情報学研究』No.78, 2010.3 刊行予定（約3万2千字）。